

○ 周波数割当計画（平成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（二重下線部分が変更箇所）

変更案				現行			
周波数割当表 第3表 10GHz-275GHz				周波数割当表 第3表 10GHz-275GHz			
国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)		(5)	(6)	(4)		(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14-14.4 J144A	固定衛星（地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）		14-14.4 J144A	固定衛星（地球から宇宙） J129A J144 <u>J153</u> <u>A</u>	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
	移動衛星（地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用			移動衛星（地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
14.4-14.47 J144A	固定 固定衛星（地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）		14.4-14.47 J144A	固定 固定衛星（地球から宇宙） J129A J144 <u>J153</u> <u>A</u>	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 固定回線の障害時等の臨時回線用に限る。		移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、 固定回線の障害時等の臨時回線用に限る。
	移動衛星（地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用			移動衛星（地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
14.47-14.5 J144A	固定 固定衛星（地球から宇宙） J129A J144	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）		14.47-14.5 J144A	固定 固定衛星（地球から宇宙） J129A J144 <u>J153</u> <u>A</u>	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、 固定回線の障害時等の臨時回線用に限る。		移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は、 固定回線の障害時等の臨時回線用に限る。
	移動衛星（地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用			移動衛星（地球から宇宙） J153B	電気通信業務用 公共業務用	
	電波天文				電波天文		

(略)	(略)	(略)	(略)
17.82-17.85	固定	公共業務用	
	固定衛星（宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
	<u>移動</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
18.57-18.6	固定	公共業務用	
	固定衛星（宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	<u>移動</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1~J129 (略)

J129A

5925-6425MHz及び14-14.5GHzの周波数帯においては、設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第902（WRC-03）に従うものとする。この場合において、同決議中「船上地球局」とあるのは、「設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局」と読み替えるものとする。

J130~J153 (略)

J153A（未使用）

J153B

14-14.5GHzの周波数帯においては、等価等方ふく射電力が21dBWを超える携帯移動地球局は、決議第902（WRC-03）に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な情報が2003年7月5日前に無線通信局に受領された携帯移動地球局に適用してはならない。

J154~J210 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
17.82-17.85	固定	公共業務用	
	固定衛星（宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	固定衛星（地球から宇宙） J158	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用（放送衛星局のフィーダリンク用）	
(略)	(略)	(略)	(略)
18.57-18.6	固定	公共業務用	
	固定衛星（宇宙から地球） J144	電気通信業務用 公共業務用	
	<u>移動</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1~J129 (略)

J129A

5925-6425MHz及び14-14.5GHzの周波数帯においては、船上地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第902（WRC-03）に従うものとする。

J130~J153 (略)

J153A

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス、ギリシャ及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第902（WRC-03）に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14.5GHzの周波数帯で運用できる。

J153B

14-14.5GHzの周波数帯においては、等価等方ふく射電力が21dBWを超える船舶地球局は、決議第902（WRC-03）に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な情報が2003年7月5日前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。

J154~J210 (略)